

令和8年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和8年2月10日 開会

令和8年2月10日 閉会

令和8年2月10日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 16名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 赤池信敏	3番 桑原康
4番 村松義正	5番 佐野守	6番 杉山弘子
7番 竹川篤志	8番 中島由美子	10番 牧澤邦彦
11番 渡邊勝彦	12番 佐藤文雄	13番 荻真教
15番 後藤文隆	17番 篠原兼義	18番 樋口公孝
19番 近藤千鶴		

欠席委員

9番 佐野むつみ	14番 土井一彦	16番 富永政則
----------	----------	----------

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 佐野耕三
5番 佐野潔	6番 小林寿恵	7番 渡井將文
8番 加茂光崇	9番 青木秀道	10番 有賀文彦
11番 原田德行	12番 清利之	13番 熊谷勝史

欠席委員

4番 石川哲郎

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	保坂伸次
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
会計年度任用職員	大原勝		

事務局 保坂次長兼振興係長

先日郵送させていただきました総会議案ですね、様式が変更されているものがありましたので、簡単に御説明させていただきます。議案の様式については、事務局で使用している農地台帳システムから印刷をしておりますが、本年1月に、先月ですね、システムが変更され、新たに農業委員会

サポートシステムが稼働しております。このシステムは全国統一のシステムであり、ほかの市町でも同じシステムが導入されていますので、今月から議案の様式も統一した様式となっております。以後の総会におきまして、変更した様式で議案審議となります。

また、それぞれ許可案件についてですが、左列にあった番号についてですけれども、今まで総会ごと、1から付番しておりましたが、本年1月から1年分を通じて通し番号が付番されるように変更されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、呼び方も今まで案件ごと、1項2項と申しておりましたが、法律等の条項、何条何項というように、ここで使われているため、項ではなくて申請番号に変更させていただきますので、申請番号1とか申請番号2とか、そういう感じで変更させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、総会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただき誠にありがとうございます。御審議に当たり、速やかな会議進行に御協力くださるようお願いいたします。

会議に入る前に、本日の会議に欠席の連絡がありましたので御報告致します。9番、佐野むつみ委員、14番、土井一彦委員、16番、富永正則委員から欠席の報告がありました。

出席委員が定数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（許可）について、取下願の処理状況を、事務局に報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

本日配付しました、令和8年1月14日から令和8年2月9日までの農地法の規定による申請、許可について、取下願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年12月19日、農地法第3条許可申請、受付番号第4号で受付しておりましたが、都合により、令和8年1月19日に取下願が提出されました。先月総会で審議保留となっていた案件となります。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、8番、中島由美子委員、10番、牧澤邦彦委員を御指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、8番、中島由美子委員、10番、牧澤邦彦委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第8号から協第2号です。

初めに、報第8号から報第12号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局、お願いいたします。

事務局 大原会計年度任用職員

それでは、令和7年12月21日から令和8年1月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。

先ほど説明がありました農業委員会サポートシステムの導入に伴いまして、農地貸借の合意解約につきましても、使用貸借と賃貸借を合わせて報告させていただくことにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは朗読します。

報第8号 農地の貸借の合意解約通知書の受理について

農地の貸借の合意解約がなされたことのお知らせを受理したので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借が2件、賃貸借が2件の合意解約のお知らせを受理しました。

続きまして、議案の3ページから4ページを御覧ください。

朗読します。

報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり 4 件の届出を受理しました。

続きまして、議案の 5 ページを御覧ください。

朗読します

報第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり 1 件の届出を受理しました。

続きまして、議案の 6 ページから 8 ページを御覧ください。

朗読します。

報第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8 件の届出を受理しました。

続きまして、議案の 9 ページを御覧ください。

朗読します。

報第 12 号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的、または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1 件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第 8 号から報第 12 号まで、報告済みといたします。

次に、議第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の 10 ページを御覧ください。

なお、今回から議案の様式と内容が変更となっております。

議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

申請番号8番及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

朗読します。

申請地は外神に位置する農地です。受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は外神で営農しており、申請農地の南隣にある建物付きの土地を農業用倉庫として使用することを目的に取得し、営農規模拡大を目的として申請に及んだものです。

受人はサツマイモや水稻を栽培しており、申請地ではブルーベリーを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、経営面積2万2,085.93平方メートルに今回の6,448平方メートルを加えて、2万8,533.93平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、申請番号9番及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は村山で、富士根北中学校の東に位置する農地です。受人は村山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は牧場を営営し、牧草を栽培していますが、経営規模拡大を目的として申請に及んだものです。申請農地については約400平方メートル程度ですが、同じ渡人が所有する周辺の農地以外の土地も合わせて取得し、今後開墾し一体で営農予定とのことです。受人は牧草を栽培しており、申請農地でも牧草を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2万1,278平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、申請番号10番、11番は一体の申請であるため、合わせて説明をいたします。別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は栗倉で、南陵工業団地の西に位置する農地です。受人は現在静岡市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。申請番号10番は売買契約、申請番号11番は使用貸借契約となります。受人は定年を機に申請番号10番に隣接する宅地を購入し、こちらに移住しての居住を計画しており、隣接する農地を購入し、新規就農したいため申請に及んだものです。

渡人が営農用に所有していた機械や道具が申請農地に隣接する宅地内に農業用倉庫としてあり、これをそのまま譲り受け、申請番号10番ではキャベツや大根の栽培を予定し、申請番号11番では既存の柿の木をそのまま栽培する計画です。現在農地を口約束で別の方に貸してありますが、売買に伴い返還される予定であることを申請代理人を通して確認をしており、受人は4月以降に作付け予定であるとのことです。受人の許可後耕作面積は1,779平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、申請番号12番及び別冊航空写真は、4ページを御覧ください。

申請地は北山で、国道469号線の南に位置する農地です。受人は北山にお住まいで、渡人は議

案書のとおりです。使用貸借契約になります。受人は口約束で申請農地を借りて既に営農を開始しており、このたび改めて手続をするため、申請に及んだものです。

現在、申請地の近くの畑でも営農しており、自宅からも申請農地は近く、通作は良好です。受人は落花生や里芋の栽培を予定しています。受人の許可後耕作面積は6,660平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、申請番号13番及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は西山で、B&G海洋センターの北及び芝川スポーツ広場の東に位置する農地です。このうち、芝川スポーツ広場の東側にある申請地については、航空写真では第7項申請地と記載しておりますが、こちらは誤りで、正しくはこちらが13番の申請地となっております。失礼いたしました。受人は大鹿窪にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。受人は新規就農となりますが、特に栗の栽培に興味があり、現在栽培されている栗畑をそのまま引き継ぎたいため、申請に及んだものです。これまで農業の経験はありませんが、譲渡人から機械の取扱いや営農の技術を習得し、運営していく予定です。

受人はB&G海洋センターの北では栗を、芝川スポーツ広場の東ではキャベツやホウレンソウを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1,362平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、申請番号14番及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は、内房の橋上地区に位置する農地です。受人は富士市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は現在、内房で令和6年に農地を取得し耕作をしている実績があります。本申請地は現在営農する農地の南側に位置し、今回、経営規模拡大を目的として一体で営農したいため、申請を行うものです。

受人は申請地では栗を栽培する計画で、その他、サツマイモや梅などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4,172平方メートルで、稼働人員は6名です。

続きまして、申請番号15番及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は内房で、内房郵便局の北に位置する農地です。受人は内房にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人はタケノコなどを栽培していますが、昨今の米不足もあり、自分で稲作を始めたいと思い、そのため田んぼを取得したいと思い、申請に及んだとのことでした。

受人は申請地で水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3,519.61平方メートルとなり、稼働人員は2名です。以上の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの上程議案のうち、申請番号10番、11番及び13番について担当委員の調査報告をお願いします。

10番、11番、代読をお願いします。

事務局 押尾主任主査

申請番号10番、11番は会長の担当地区案件となりますが、事前に事務局で調査結果を預かっておりますので代読いたします。

申請番号11番、12番の案件について、2月5日の木曜日午前10時頃、私、事務局1名、申請代理人の計3名で、立会いにより現地調査を行いました。現地は現在、露地野菜や柿が栽培されている状況であり、今後も農地として利用していくことに支障はありません。機械については、隣に農業用倉庫があり、所有者の機械をそのまま譲り受け使用する予定で、申請地の隣に住む計画であることから通作や管理のしやすい状況となっております。事務局の説明どおりで特に問題ありません。

御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

次、申請番号13番ですね。お願いします。

19番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の申請番号13番の調査結果について報告いたします。

2月4日水曜日、受人と渡人と事務局、農業委員の佐藤氏と私と申請地で会い、話を聞きました。申請地は栗畑として現状も耕作されております。周辺は畑地帯であり、農業を行う環境が整っております。受人は御夫婦で、とても年齢も若く、渡人とは親戚関係でもあり、今までも草刈りなどを手伝っていただきましたので、農業に対しての意欲は感じました。当分の間は栗栽培を行っていく予定であり、キャベツやホウレンソウなどの栽培にも興味があり、今後勉強しながら拡大していく計画でもあります。ただ、申請地までに行くのが狭い道なので、近道としての畑の出入口も隣人への許可も取っており、心配ございません。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第4号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第5号「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。朗読します。

議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

申請番号1番及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請人は、市内のアパートに居住していましたが、市外の大学に通っていた娘が市内で就職するために自宅へ戻ってくることから手狭となり、本家の隣地に分家住宅を建設したく転用の申請に及んだものです。

申請地は農地が一团でまとまって存在している1種農地に該当します。1種農地の転用は原則不許可となりますが、集落に接続して接地される住宅については、地域の農業の振興に資する施設として、例外的に転用の許可対象となります。当該申請地の付近には住宅が一定程度存在しており、本件建物は既存の集落と間隔をおかず本家の隣に建てる計画であり、問題ないと判断いたしました。なお、申請地の近傍で代替性の検討を行っておりますが、代替できる土地はありませんでした。

申請地は東を宅地と道路、北を宅地、西を道路、南を自身が保有する農地に接しており、生活雑排水は合併浄化槽を経由し排水する計画である、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。また、申請地は地域計画目標地図に該当せず、地域計画への影響はありません。資金調達については全額自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、申請番号2番及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人は、隣地を住宅の建設用地として売却いたしました。道路幅を依頼され、既存道路の敷地の幅部分として転用するため申請に及んだものです。

申請地は上井出インターチェンジよりおおむね300メートル以内に所在する3種農地に該当します。3種農地については、原則許可となります。

申請地は、東を宅地、西と南を道路、北を畑に接しており、道路式の幅工事となることから周辺農地への影響は軽微であると考えられます。また、申請地は地域計画目標地図に該当せず、地域

計画への影響はありません。なお、転用後は市へ寄附することとなっており、許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、申請番号3番及び4番は同一申請人の案件となりますので、一括して説明いたします。

別冊航空写真10ページ及び11ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案書のとおりとなります。

当該申請地について、営農型太陽光発電設備に一時転用しておりますが、その期間を更新しようとするものになります。

申請人は7年前の平成31年2月に一時転用許可を得て発電事業を行っており、新型コロナウイルスの流行による指導農家の移動制限や台風被害などから収量が落ち込んだ令和4年2月に一時転用期間を1年間に短縮して2回目の更新を行い、収量が回復した令和5年2月に通常どおりの3年間の期間で3回目の一時転用許可を更新しています。今回、一時転用期間が終了することから再度3年間の期間で更新するため申請に及んだものです。なお、申請人の住民票は東京都にありますが、居住地は市内であり、申請地を本人が耕作管理しております。

営農状況につきましては、申請地のパネル下部では万次郎かぼちゃを栽培しています。令和7年2月の状況報告においては、申請地第3番、第4番、いずれにおいても平均的な反収の8割を超える収量となっており、ファーマーズマーケットにて栽培された作物の販売を行っています。今年の収量については、第4番について隣地の田から水の流入があったため、例年より修了が落ち込む見込みであるとの説明が現地調査の際にありましたが、営農型発電設備の設置が原因とは言えないやむを得ない事業による反収の減少等がある場合には、その事情やその期間における営農状況を十分勘案して総合的に判断するものとされており、十分な反収がこれまで確保されていること、暗渠排水の増設や原因となった隣地の耕作者との調整を行うなど改善策を講じており、問題ないと判断しました。

また、申請地は地域計画に該当していますが、申請地を対象として集積、集約先となり農業を担う者が目標地図において定められておらず、圃場整備事業などの対象としても現在設定されていないこと、現在の発電設備は既設の設備となっており、現在も用排水や遮光による周辺農地の影響がないことから、地域計画における農地の集積、集約に影響がないと考えられます。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、申請番号1番、3番、4番について担当委員の調査報告をお願いいたします。

申請番号1番、お願いします。

1 3 番 荻真教委員

ただいま審議中の申請番号1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

2月4日午後1時半頃、樋口農業委員、事務局1名、申請代理人の行政書士事務所の担当者、私の計4名で現地調査をいたしました。申請地は、農地が一団とまとまって存在している1種農地に該当しますが、申請地の周りには住宅が点在しており、集落内にある母と弟が住む家のすぐ隣に住宅を建てる計画となっています。自身が利用する南側の農地には、運搬が難しいと思われる大きな岩ですかね、石ですかね、がありました。農地として利用可能と思われる部分には梅の木が植えてありました。排水は合併浄化槽を設置して北西側の水路へ排水する計画であり、周りの農地との距離もあり、周囲の営農への影響は少ないと思われまます。事務局の説明のとおり問題ないと思いまますので、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございました。

3番、4番、続けてお願いいいたします。

2 番 赤池信敏委員

ただいま審議中の申請番号3番と4番の調査結果について報告いたします。

2月9日月曜日午前10時から、申請人と事務局1名、推進委員の有賀さん、農業委員の佐野むつみさんと私で現地で会い、お話を伺いました。今回は、営農型太陽光発電設備の新規ではなく更新申請で、定期的に除草作業や点検が行われていて、畑は耕作されていて、申請人は万次郎かぼちやを栽培しております。雨水は浸透後に地中管により施設外へ排出されており、問題ありません。周囲の農地にも影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第5号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に議第6号「非農地通知の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。ページは15ページですが、右上に差し替えと記載があるものになります。

朗読します。

議第6号 非農地通知の審議について

農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第2条第1項に該当しないものとして審議を求める。

ページ1枚めくっていただきまして、1ページから3ページまで表になってございます。この表につきましては、土地登記簿の地目が農地になっている土地について、昨年皆さんが実施していただきました農地パトロールによって赤判定、農地に該当しないと判断された農地の一覧表となっております。赤判定された農地につきましては、その後、事務局でも再度、航空写真等を確認させていただきまして、既に山林化していることにより農地として復元することが困難な土地と判断させていただいた筆が記載されております。筆数は全86筆です。合計面積は7万435平方メートルであります。本日、この議決をいただいた後は、農地台帳から削除いたします。さらに所有者に対しまして非農地通知書を送付し、法務局への登記地目の変更手続を要請させていただくことになります。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第6号は、原案のとおり処理することに決定しました。

協第2号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

それでは、本日机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第2号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について、令和8年2月9日付、富農第1727号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。議案をめくっていただきまして、4ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

申請番号1番及び2番は同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。受人は議案書のとりで、使用貸借権設定です。1番は水稻、2番は牧草を栽培し、設定期間はいずれも5年で新規になります。

申請番号3番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

申請番号4番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、賃貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

申請番号5番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。果樹を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

申請番号6番から8番までは同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。いずれも水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

申請番号9番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、再設定になります。

申請番号10番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。果樹、施設野菜、水稻をそれぞれ栽培し、設定期間は10年で、再設定になります。

申請番号11番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。

申請番号12番を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は9年5か月で新規になります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

17番 篠原兼義委員

今の受人の方で1人、初めて私聞いたような気がするのですが、ちょっとどんなところか教えてください。申請番号11番の受人、清水の法人はどんな会社なのですか。

議長

事務局。

事務局 大原会計年度任用職員

こちらの法人につきましては、以前も実績がございまして、既に中間管理事業を他で取り組んでいるところございまして、農業政策課のほうにも確認したところ、問題なく営業しているということをお伺っております。

17番 篠原兼義委員

どんなものをつくっていますか。

議長

内容を知りたいということ。

事務局 大原会計年度任用職員

ここにありますが、野菜ということですので、通常の。

17番 篠原兼義委員

全般に、そういうことですか。

事務局 大原会計年度任用職員

はい。

17番 篠原兼義委員

分かりました。

事務局 大原会計年度任用職員

野菜全般ということ。

議長

よろしいですか。

17番 篠原兼義委員

水田かなと思ったけど。

議長

ほかには、御質疑は。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第2号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって協第2号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。農地改良届出書の受理状況について説明します。

本日、別に配付しております農地改良届出書についての受理状況及び裏面の航空写真を御覧ください。

農地改良届出の提出がございました。第1項から第3項まで同一案件となりますので、一括して報告いたします。

届出人所在地については、受理状況のとおりとなります。令和7年12月25日に届出が提出されております。届出人は、以前、認定新規就農者だった大宮地区の地域計画において、農業を担う者となるお茶農家であり、家業でお茶の生葉生産と親の工場へ製茶を委託しお茶を生産しております。今回、既に中間管理事業にて借受けしているお茶畑について、地主の同意をもらい、やぶきたからさえみどりへ改植を行い、併せてこれまで土地に凹凸があることから発生していた霜による霜害の予防及び機械作業における生産効率向上を図るため、農地の整備を行うこととしたものです。第2項及び第3項の農地につきましては一体で耕作がされていますが、現在、中間管理事業にて借受けされていなかったことから、地主本人から農地改良を直接届出いただいたものとなります。なお、後ほど耕作者にて借受けを行う予定となります。また、市管理課に事業について説明済みであり、中間管理事業を通して貸付けを行っている静岡県農業振興公社とは、改植後の茶の木や返還後の土地状況について、農地改良を完了した後の状態を維持したまま返還することを地主と同意を得ている旨の確認書を、地主と連名にて提出済みとなっております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑ある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって報告済みとさせていただきます。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は3月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和8年2月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。この後、農地利用最適化推進会議を行います。

次、55分から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後 1 時 4 2 分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

8 番

会議録署名人

1 0 番